

1 専門会合の構成員の指名について（報告）
2

3 （趣旨）

4 電力・ガス取引監視等委員会運営規程第6条第1項の規定に基づいて当委員会の下に置
5 かれている制度設計専門会合及び料金制度専門会合の構成員を、同条第3項に基づき委員
6 長が指名する。
78 主なポイント9 当委員会の下に設置されている専門会合の構成員については委員及び専門委員の中から
10 委員長が指名することとされている（電力・ガス取引監視等委員会運営規程第6条第3項）。11 今般、以下の4名が新たに専門委員として経済産業大臣より追加任命されたことを踏ま
12 え、制度設計専門会合及び料金制度専門会合の構成員を別紙のとおり委員長が指名する。
1314 新たに任命された専門委員

- 15
-
- 16 ・安念 潤司 中央大学大学院 法務研究科 教授
-
- 17 ・末岡 晶子 森・濱田松本法律事務所 パートナー
-
- 18 ・松田 世理奈 阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー
-
- 19 ・山口 順之 東京理科大学 工学部電気工学科 准教授

20 1. 制度設計専門会合構成員

21

22 (座長) (委員)

23 武田 邦宣 大阪大学大学院法学研究科 教授

24

25 (委員)

26 岩船 由美子 東京大学生産技術研究所 特任教授

27 圓尾 雅則 SMBC日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

28

29 (専門委員)

30 安藤 至大 日本大学 経済学部 教授

31 大橋 弘 東京大学大学院 経済学研究科 教授

32 草薙 真一 兵庫県立大学 経済学部 教授

33 末岡 晶子 森・濱田松本法律事務所 パートナー

34 松田 世理奈 阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー

35 松村 敏弘 東京大学 社会科学研究所 教授

36 村上 千里 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 環
37 境委員長

38 山内 弘隆 武蔵野大学経営学部 特任教授

39 山口 順之 東京理科大学 工学部電気工学科 准教授

40

(敬称略・五十音順)

41 2. 料金制度専門会合構成員

42

43 (座長) (専門委員)

44 山内 弘隆 武蔵野大学経営学部 特任教授

45

46 (委員)

47 岩船 由美子 東京大学生産技術研究所 特任教授

48 北本 佳永子 EY新日本有限責任監査法人 パートナー 公認会計士

49 圓尾 雅則 SMBC日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

50

51 (専門委員)

52 安念 潤司 中央大学大学院 法務研究科 教授

53 男澤 江利子 有限責任監査法人 トーマツ パートナー 公認会計士

54 梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員会長

55 川合 弘造 西川あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

56 東條 吉純 立教大学法学部 教授

57 華表 良介 ボストン・コンサルティンググループ

58 マネージング・ディレクター&パートナー

59 松村 敏弘 東京大学 社会科学研究所 教授

60 村上 千里 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 環

61 境委員長

62

(敬称略・五十音順)

63 (参考) 電力・ガス取引監視等委員会運営規程 (平成28年9月12日 2016091
64 2電委第3号) (抄)

65

66 (専門会合の設置等)

67 第6条 委員会は、委員会の下に専門会合を置くことができる。

68 2 専門会合は、委員会の求めに応じ、専門の事項について調査審議を行い、その結果を
69 委員会に報告することとする。

70 3 専門会合は、委員及び専門委員の中から委員長が指名した者により構成する。

71 4 専門会合の座長は委員長が指名し、当該専門会合の座長は、当該専門会合の事務を掌
72 理する。

73 5 専門会合の座長に事故があるときは、当該専門会合に属する構成員のうちから委員長
74 が指名する者が、その職務を代理する。

75 6 専門会合の座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該専門会合の下にワーキン
76 グ・グループを置くことができる。

77 7 第2項から第5項までの規定は、ワーキング・グループに準用する。この場合におい
78 て、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門会合」と、「専門会合」とあるのは
79 「ワーキング・グループ」と読み替えるものとする。